

前文

本村は、沖縄本島の中部に位置し、東側を中城湾に面している。地形的には東側に海岸低地、内陸部には台地、丘陵地が広がっており、丘陵地は本村の中央部と南部に位置し、斜面に広がる緑地が、本村の骨格的な景観を形成している。気候的には亜熱帯海洋性気候に属しており、温暖な条件下にある。また、村域には広域幹線道路が南北に走り、交通の要衝として利便性の高い潜在力を有する地域である。

本村の村域は、かつて中城間切及び旧中城村の一部を形成していたが、去る沖縄戦直後、米軍施設の建設により旧中城村が南北に分断され、昭和21年5月20日に北中城村として立村した。分村後も村民の不断の努力により焦土と化した本村の復興に努め、緑に恵まれた自然環境、伝統文化、歴史的資源等、本村の特色を生かしたまちづくりが続けられてきた。また、近年は駐留軍用地跡地において、本島中部圏域の広域交流拠点としての新たなまちが創設されている。

このような中、本村の中小企業者・小規模企業者は、地域資源を生かした事業展開や地域貢献活動等により、地域社会に貢献する存在として本村の発展に大きく寄与してきた。今後も、本村の特色を生かしたまちづくりを推進していくためには、中小企業者・小規模企業者が地域社会で果たす役割は、ますます重要となってくる。よって、企業、行政、村民その他関係団体が、中小企業者・小規模企業者が果たす役割と重要性を再認識し、各々が果たすべき役割を踏まえながら連携・協働し、中小企業・小規模企業の振興と活力ある豊かな北中城村の実現を目指すため、この条例を制定する。

<考え方> 前文は、条例本体の前に置かれ、その内容から直接法的な効力が生ずるものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示すものとされています。

ここでは、本村の地域特性などを表現しながら、中小企業・小規模企業の振興を通じ、活力ある豊かなまちとするため、本条例を制定することを示しています

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の活性化に果たす中小企業者・小規模企業者の役割の重要性に鑑み、本村の中小企業・小規模企業の振興に関して基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本村経済の健全な発展及び村民生活の向上に寄与することを目的とする。

<考え方> 目的規定は、条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

本条例により中小企業・小規模企業の振興に関する基本方針を定め、村の責務を明確にし、施策を総合的に推進することで、最終的には村の経済的発展と村民生活の向上に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる中小企業者であって、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業関係団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会、その他村内において中小企業・小規模企業の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 大企業者 第1号及び第2号に規定する中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

<考え方> 定義規定は、条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。本条例では中小企業基本法に基づいた定義を準用しています。

◇中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者

- ・製造業その他・・・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- ・卸売業・・・資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ・サービス業・・・資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ・小売業・・・資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人中小企業

◇中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者

おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

◇「中小企業・小規模企業支援団体」とは商工会その他の支援団体を指します。

（基本方針）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者・小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、本村の地域特性に適した施策を、本村、中小企業者・小規模企業者、中小企業・小規模企業関係団体、大企業者、学校及び村民が協働して推進することを基本とする。

<考え方> 本条は、中小企業・小規模企業の振興を推進するにあたっての基本となる方針を規定したものです。

中小企業者・小規模企業者自らの努力を前提とする一方、国、県その他の関係機関との連携を図りながら、村の地域特性に適した施策を、村、事業者及び村民が協働して施策を推進することとしています。「その他の関係機関」とは、地方公共団体の他、研究機関、公益財団法人、NPOなどを指します。

（基本的施策）

第4条 前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者・小規模企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者・小規模企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者・小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者・小規模企業者の人材の育成を図ること。
- (5) 地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ること。

<考え方> 第3条の基本方針を実現するための基本的施策を規定しています。

(1)から(3)までは、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に基づく基本的な項目を規定しています。

(4)は中小企業者・小規模企業者の人材育成を支援する施策を実施していくことを規定しています。

(5)は地域の農水産品、観光資源等の地域資源を利活用し、新商品開発等を行う中小企業者・小規模企業者の支援及び地産地消による地域経済の活性化を図ることを規定しています。

(村の責務)

第5条 本村は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、村民の理解と協力を得ながら国、県その他の関係機関との連携及び協力を図り、社会経済情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興に関する施策、その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 本村は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者・小規模企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

<考え方> 本村が担っていく責務について規定しています。本村の役割を「責務」ととすることで、本村が果たすべき立場をより強く位置付けています。

第2項では、官公需についての中小企業者・小規模企業者の受注の確保に関して、予算の適正な執行に留意しつつ、受注機会の増大に努めることを規定しています。

(中小企業者・小規模企業者の役割)

第6条 中小企業者・小規模企業者は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生の実現に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者・小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者・小規模企業者は、地域経済の振興を図るため、村内において生産され、製造され、又は加工される産品（以下「村産品」という。）の利活用及び中小企業・小規模企業関係団体への加入に努めるものとする。

<考え方> 中小企業者・小規模企業者の役割について規定しています。中小企業・小規模企業の振興について、第1項では、事業者が自主的に取り組むべき事項について規定しています。第2項では、中小企業者及び小規模企業者も地域のイベントや防災活動などを通じて地域社会にも重要な役割を果たしていることから、今後も本村のまちづくりに対して一定の役割を求める内容となっております。第3項では、中小企業・小規模企業関係団体への加入及び村産品の利活用による地域経済活性化に努めることを規定しています。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業者・小規模企業者がともに地域社会の発展に欠くことができない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、村産品の利活用及び中小企業・小規模企業関係団体との協力を努めるものとする。

<考え方> 地域経済に大きな影響力をもつ大企業者についても、中小企業者・小規模企業者の役割について認識を共有し、中小企業者・小規模企業者、商工会等と協力関係のもと、地域経済の振興に努めることを規定しています。

(中小企業・小規模企業関係団体の役割)

第8条 中小企業・小規模企業関係団体は、中小企業者・小規模事業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、村が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

<考え方> 中小企業・小規模企業関係団体が努めるべき役割を規定しています。中小企業・小規模企業関係団体は、中小企業・小規模企業の振興を主な目的とする団体であることから、中小企業者及び小規模事業者の経営支援に積極的に取り組むことを定め、本村が中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施する際に協力するよう努めることを規定しています。

(学校の役割)

第9条 学校は、児童及び生徒に対し、中小企業者・小規模事業者の事業活動が本村の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促し、振興施策及び事業への参加に配慮するよう努めるものとする。

2 学校は、児童及び生徒に対し、中小企業者・小規模事業者と協働して職業に関する理解及び体験の機会を提供し、一人一人の勤労観及び職業観の形成及び地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。

<考え方> 学校が担うべき内容について規定しています。第1項では、学校は、教育現場を通して子どもたちに、中小企業者・小規模事業者の事業活動への理解を深めてもらう取組みを行うことや、中小企業・小規模企業の振興に関する施策への協力について規定しています。

第2項では、学校は、中小企業者・小規模事業者をはじめ、村や村民等と連携し、将来を担う子どもたちの人材育成や職業観につながる取組みに努めることを規定しています。

(村民の理解及び協力)

第10条 村民は、中小企業・小規模企業の振興が村民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

<考え方> 村民にも、中小企業が振興することが結果として村民生活の向上・地域経済の活性化に寄与することを理解していただき、中小企業・小規模企業の健全な

発展に協力するよう努めることを規定しています。

(中小企業・小規模企業の振興に関する施策の公表)

第11条 村長は、毎年、主たる中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

<考え方> 毎年、実施した中小企業・小規模企業の主要な振興施策について、村ホームページ等への掲載で公表します。

(意見の反映等)

第12条 村長は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者・小規模企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者・小規模企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

<考え方> 村内の中小企業者・小規模企業者の現状や抱えている課題が何であるか、また課題の解決のための手法としてどのようなことが考えられるかなど、このような中小企業者の「生の声」を集め、地域の実態を把握するとともに施策に反映していく取り組みを講ずることを規定しています。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

<考え方> 委任規定は、条例に規定している事項に関し、細かなことを定める必要がある場合等は、他の規則等に委ねることを規定するものです。一般に条例本則の末尾に設けられます。